

2011年6月7日

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目5番27号

日本板硝子株式会社

取締役 クレイグ・ネイラー

## 第145期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

先の東日本大震災により被災されました皆様に対しまして、衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第145期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます、2頁から3頁のご案内に従って2011年6月28日（火曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2011年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目15番4号 品川インターシティホール  
（末尾記載のご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
  - (1) 報告事項
    - ① 第145期（2010年4月1日から2011年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    - ② 第145期（2010年4月1日から2011年3月31日まで）計算書類報告の件
  - (2) 決議事項
    - 第1号議案 定款一部変更の件
    - 第2号議案 取締役11名選任の件

#### 4. インターネット開示

株主総会参考書類並びに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、4頁から55頁までに記載のとおりです。ただし、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.nsg.co.jp/>) に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

#### 5. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2011年6月28日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、2011年6月28日（火曜日）午後5時45分までにご行使ください。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、書面による郵送又はインターネット上の当社ホームページ (<http://www.nsg.co.jp/>) への掲載により、お知らせいたします。
  - ◎ 本株主総会の議決権の行使結果は、臨時報告書により、インターネット上で、EDINET (<http://info.edinet-fsa.go.jp/>) に掲載されるとともに、当社ホームページ (<http://www.nsg.co.jp/>) においても開示されます。これらをもって決議ご通知に代えさせていただきますので、ご了承ください。

**【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】**

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。  
(議決権行使サイトURL) <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、2011年6月28日(火曜日)午後5時45分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

**【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】**

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種であること。  
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信(暗号化通信)が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯機器のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

**【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】**

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

- ① 株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部
- ② 専用ダイヤル 0120-186-417 (午前9時～午後9時)
- ③ 議決権行使に関する事項以外のご照会  
0120-176-417 (平日午前9時～午後5時)

(添付書類)

## 事業報告

(自 2010年4月1日  
至 2011年3月31日)

### 1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期において、当社グループの主要な市場は比較的安定して推移し、いくつかの市場では徐々に改善が見られました。建築用ガラス市場は、前期に比べて状況は改善しましたが、先進国地域の市場における数量は、経済危機前の水準をなお大幅に下回っています。自動車用ガラス市場は、わずかに残っていた各国政府による自動車買替支援制度も終了したことにより、需要がやや軟化したものの、期中を通じて改善基調を維持しました。機能性ガラス市場は、比較的順調に推移しました。

2011年3月11日に発生した東日本大震災につきましては、亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を捧げるとともに、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。当社グループでは、地震に伴う人的な影響については、従業員全員の無事を確認しておりますが、親族等が被災された従業員に対しては支援を行っていきます。物的な影響としては、設備の被災や在庫の破損が若干発生したものの、全体としての被害は比較的軽微にとどまりました。一方、現在のところ、最も大きな影響が懸念されているのは、当社グループの自動車用ガラス事業であり、顧客であるカーメーカーにおいて、部品の供給網が被害を受けたことによる自動車生産引き下げの動きが出ています。日本の建築用ガラス事業では、地震に伴う生産の一時的な中断がありましたが、その後回復し、現在はフル生産の状況にあり、被災地域の復旧に注力する予定です。日本における機能性ガラス事業も、いくつかの拠点において生産が一時中断しましたが、その後生産を再開しました。

欧州では、建築用ガラス市場は、市場価格が期中を通じて徐々に改善したことにより、前期の水準を上回りました。自動車用ガラス市場では、欧州域内向けの累計乗用車販売は、政府による買替支援制度に

支えられていた前期の水準を下回りました。西欧諸国における自動車販売は、当期第4四半期になって回復基調を見せました。欧州域内向けの販売は期中でわずかに減少したものの、輸出市場の好調がこれを上回った結果、当社グループの製品への需要は増加しました。欧州の自動車補修用（AGR）市場は、経済活動全般の低迷に反して堅調を維持しました。タイミングベルト用ゴムコードの需要は、自動車用ガラス事業の状況に沿う形で、高水準で推移しました。

日本では、建築市場は当期第3四半期以降に徐々に改善したものの、概ね厳しい状況が続きました。新設住宅着工戸数は、依然として低水準で推移していますが、購入支援制度の効果により当期第4四半期において改善が見られました。主要製品の市場価格は安定していましたが、なお前期の水準を下回っています。自動車用ガラス市場では、当期の初めに、環境対応車の購入を対象とした政府による支援制度が終了したことに伴い、当期第4四半期において需要の減少が続きました。さらに、需要は、東日本大震災による影響も受けました。機能性ガラス市場は、特に電子機器分野において活況が続いており、当期第4四半期を通じて当社グループの主要な機能性ガラス製品に対する需要は好調に推移しましたが、自動車用ガラス事業と同様に、需要が震災の影響を受けました。

北米では、経済活動の低迷が続きました。建築用ガラス市場では、新設住宅着工及び商業用建築市場がともに依然として歴史的な低水準で推移しています。新車販売では、前年を上回る水準が続きました。自動車補修用（AGR）市場は、緩やかな回復が続きました。

その他の地域では、当社グループが事業を展開している新興国地域の市場が先進国地域の市場に比べて好調に推移しました。

この結果、当期の業績は、以下のとおりとなります。

売 上 高	5,772億12百万円（前期比 1.9%減）
営 業 利 益	143億52百万円
経 常 利 益	77億30百万円
当 期 純 利 益	16億61百万円

当期の事業別の業績は、以下のとおりとなります。

### <建築用ガラス事業>

当期における建築用ガラス事業の業績は、前期に比べて改善しました。営業損益は、主として以前に実施した事業再構築諸施策によるコスト削減効果、数量の増加、及び価格の上昇により、改善しました。

欧州における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業の売上高の44%を占めます。現地通貨ベースの売上高は、前期を上回りました。数量は改善したものの、前期における子会社売却の影響やエンジニアリング収益の減少により、その効果はやや打ち消されました。営業利益も、数量増加とコスト削減により改善しました。当期第4四半期において価格は上昇し、主要なエネルギーコストの上昇の影響が緩和されました。全体としては、当期の平均価格は概ね前期並みとなりました。当期第4四半期において、それまで操業を停止していた英国グリーンゲート工場の第2フロートラインが、再稼動しました。当ラインでは、今後、主に薄膜系太陽光発電用導電ガラス「NSG TEC Glass」を生産する予定です。

日本における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業の売上高の34%を占めます。市況がこれまでの低水準から徐々に回復を続けているため、売上高は、前期を上回りました。価格下落の影響を数量増加と継続的なコスト削減による効果が上回った結果、営業損益も改善しました。東日本大震災により、操業が一部中断する影響を受けましたが、その後はフルキャパシティでの生産水準に回復しています。

北米における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業の売上高の9%を占めます。現地通貨ベースの売上高は、前期を上回りました。域内向け市場は厳しい環境が続いています。域内向け数量の減少の影響は、高付加価値製品の販売及び輸出の増加によって相殺されました。営業利益も、資産の有効活用、コスト削減の効果及びプロダクト・ミックスの改善により、前期に比べて増加しました。

その他の地域では、主として販売価格の上昇及び中国の型板ガラス製造会社を当期から新規に連結対象としたことにより、売上高及び営業利益がともに前期に比べて大きく増加しました。ベトナム（ベトナムグラスインダストリーズ社）におけるソーラー・エネルギー市場向

け専用フロートラインを再稼働し、薄膜系太陽光発電用導電ガラス「NSG TEC Glass」を生産することを2011年1月10日に発表しました。また、2010年2月に発生した地震以来、操業を休止していた南米チリ（ヴィドリオス・リルケン社）のフロート窯を再稼働したことを、同年3月17日に発表しました。ソーラー・エネルギー事業では、売上高及び数量がともに予測どおりの成長を続けています。

以上より、建築用ガラス事業では、売上高は2,447億92百万円、営業利益は165億15百万円となりました。

### <自動車用ガラス事業>

当期における自動車用ガラス事業の売上高及び営業利益は、主として、当社グループの全ての自動車用ガラス市場で需要が好調であったため、前期を大きく上回りました。

欧州における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業の売上高の47%を占めます。欧州の新車向け（OE）部門では、数量の好調により現地通貨ベースの売上高が前期に比べて大幅に増加し、これに伴い営業利益も改善しました。当期第4四半期の業績については、北欧市場の好調による数量の改善が南欧市場の低調に相殺されるなど、好不調が混在する状況となりました。補修用（AGR）部門の現地通貨ベースの業績は、前期並みとなりました。

日本における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業の売上高の17%を占めます。売上高は前期をわずかに上回りました。当期上半期における需要の改善効果は、政府による環境対応車購入支援制度の終了及び東日本大震災の影響により打ち消される結果となりました。営業損益は、さらなるコスト削減と効率改善の効果を享受しました。補修用（AGR）部門の業績は、改善が続きました。

北米における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業の売上高の21%を占めています。新車向け（OE）部門の売上高は、販売数量の増加により、前期に比べて大きく増加しました。営業利益も、引き続きコスト削減と効率改善の効果を享受しました。当期第4四半期は、全ての主要顧客からの需要増加を反映し、業績は好調でした。補修用（AGR）部門の営業損益は、前期からさらに改善しました。

その他の地域では、各地域において需要が好調に推移した結果、売上高及び営業利益がともに前期に比べて大幅に増加しました。

以上より、自動車用ガラス事業では、売上高は2,640億42百万円、営業利益は186億72百万円となりました。

### <機能性ガラス事業>

当期における機能性ガラス事業の売上高は、市況は好調であったものの、前期における子会社売却の影響により、前期を下回りました。しかし当社グループの機能性ガラス事業のほとんどの分野、特に携帯電子機器向けのタッチ・パネル技術分野において旺盛な需要が続いたため、営業利益は前期を上回りました。好調な需要は、当期第4四半期も続きました。多機能プリンターに使用されるセルフロック<sup>®</sup>レンズアレイ (SLA) は、前期の半ばから需要が回復し始め、この傾向は当期を通じて続きました。エンジン・タイミングベルト用ゴムコードの売上は、欧州の好調な自動車生産に支えられました。東日本大震災により、一部の生産拠点において生産の中断を余儀なくされましたが、その後復旧し、当期の業績に対する影響は軽微なものにとどまりました。

以上より、機能性ガラス事業では、売上高は629億55百万円、営業利益は75億23百万円となりました。

### <その他>

この分野には、全社費用、連結調整、及び前述の各事業に含まれない小規模な事業、並びにピルキントン社買収に伴い認識されたのれん及び無形固定資産の償却費が含まれます。「その他」における営業損失は、全社費用の減少及び円高に伴う為替の影響により、前期に比べて減少しました。

以上より、「その他」では、売上高は54億23百万円、営業損失は283億58百万円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当期における当社グループの設備投資の総額は、319億43百万円となります。事業別の内訳は以下のとおりとなります。

建築用ガラス事業	136億29百万円
自動車用ガラス事業	161億43百万円
機能性ガラス事業	18億49百万円
その他	3億22百万円



### (3) 資金調達等の状況

2011年3月末時点のネット借入残高<sup>(注)</sup>は、2010年3月末より54億80百万円減少し、3,091億66百万円となりました。当期において、2億3,400万株の普通株式を発行し、402億37百万円の資金調達を行いました。また、発行済A種優先株式の全てを取得、消却しました。2010年10月1日付けで98万株（取得価額100億81百万円）、2011年2月18日付けで202万株（取得価額205億42百万円）のA種優先株式をそれぞれ取得、消却しています。為替変動により、ネット借入残高は約65億円減少しました。2011年3月末時点の総借入残高は、3,700億72百万円となりました。

当社グループは、当期において、約330億円の外部借入によるリファイナンスを行いました。この結果、2012年3月期に返済期限を迎える既存の借入金のリファイナンスは全て完了し、同期に予定している資金使途に対して、十分な余裕を維持した水準で資金を確保しました。なお、当社グループは、2011年3月末時点で、未使用のコミットメントライン（借入枠）を、2013年9月期限で370億円、2013年11月期限で400億円、それぞれ保有しています。

(注) 当社グループは、その財務成績を示す主要財務指標の一つとして「ネット借入（有利子負債－現金及び現金同等物）」を採用しています。

### (4) 対処すべき課題

2012年3月期の業績予想では、建築用ガラス市場の安定を見込んでいるものの、東日本大震災の影響により、当社グループの顧客であるカーメーカーが部品調達の困難による生産水準の引き下げを実施していることに伴い、自動車用ガラス市場及び一部の機能性ガラス市場では厳しい状況が続くものと想定されます。しかし、同期下半期では、乗用車生産台数は徐々に通常の水準に回復するものと考えています。加えて、当社グループが高付加価値製品の生産能力向上に向けて実施してきた投資成果が、同期下半期の業績に貢献するものと予想しています。

エネルギーコストを中心とした購入価格の上昇は、2012年3月期の当社グループの業績に影響を与えるものと見込んでいます。当社グループでは、このようなコストの上昇に対して、デリバティブを用いて積極的にヘッジしていますが、投入コストの増大を完全に抑制することはできません。したがって、さらなる効率改善とともに、場合によっては、販売価格の値上げを通じて、投入価格上昇の影響の緩和を図ってまいります。

当社グループの事業に関する長期的な見通しは、引き続き明るいものと考えています。高成長が続く新興市場へ事業範囲を地理的に拡大すること、及び当社の技術を活かして、環境配慮型ガラス製品の需要増大によってもたらされる事業機会に応えることが、将来の成長を推進する原動力になると認識しています。

当社グループは、将来の成長戦略の一環として、普通株式の新規発行を行うことを2010年8月24日に発表し、発行コスト控除後当該調達価額は、402億37百万円となりました。当該調達資金の使途としては、A種優先株式を取得・消却し、借入金の返済に充当しました。また、上に述べた新興市場と環境配慮型製品という、将来の成長を推進するための2つの原動力を支える投資案件に支出を行ってまいります。

当社グループは、2012年3月期から2014年3月期までをその対象期間とする戦略的経営計画を、2010年11月4日に発表しました。当期第2四半期に実施した新株式の発行が、この経営計画の強固な基盤になるものと考えています。

以下のとおり、戦略的経営計画を支える様々な投資案件に着手しています。

- ・ 2010年11月29日発表：サンゴバン社と共同で、ブラジル北東部（バイーア州）におけるフロートラインの新設を計画。
- ・ 2010年12月8日発表：メキシコ（メヒカリ市）の自動車用ガラス生産拠点における生産能力の拡大及び向上を計画。
- ・ 2011年1月19日発表：ベトナム南部（ミースワン）において、ベトナムガラスインダストリーズ社のフロートラインを再稼動。当ラインでは、太陽光発電分野向けコーティングガラスを主に生産する予定。
- ・ 2011年2月22日発表：ブラジル（カサパバ）における自動車用合わせガラス製造ラインの新設。これにより、ブラジルでの当社グループの合わせガラスの生産能力は、50%増加。
- ・ 2011年3月10日発表：ポーランド（フミエルフ）における自動車用ガラス生産拠点の建設をスタート。
- ・ 2011年4月13日発表：英国（セントヘレンズ）においてオフラインコーティング設備の新設を計画。当設備では、建築向け高性能Low-Eガラス製品を生産する予定。

以上の投資案件は、戦略的経営計画の対象期間におけるグループの利益向上に大きく貢献するものと考えています。

事業別の対処すべき課題については、以下のとおりとなります。

### ＜建築用ガラス事業＞

建築用ガラス事業では、供給能力が需要に見合う水準となるよう引き続き注力しつつ、一方で、このような厳しい市場環境の中でも、高付加価値製品の成長が見込まれる分野を見極めてまいります。クリーンで再生可能なエネルギーの導入を推進する世界の潮流に従い、当社グループのソーラー・エネルギー事業の成長はさらに加速し続けるものと見込んでいます。また、建物の省エネルギー化に寄与するLow-Eガラス等の高付加価値製品が、新興市場、特に中国や南米において、グループの建築用ガラス製品群の中でますます重要な位置を占めるようになるものと考えています。

建築用ガラス事業では、再生可能エネルギーである太陽光発電市場向けの製品と併せて、住宅及び商業用ビルのエネルギー節減に大きく貢献する高付加価値製品を生産しています。しかし、これらの製品の製造に際しては多大なエネルギーを必要とし、2012年3月期においては、エネルギー購入価格の上昇に直面することがあり得ます。当社グループでは、前述のとおり、可能な限りにおいて、エネルギーコスト上昇の影響を軽減させるべく努めてまいります。

### ＜自動車用ガラス事業＞

自動車用ガラス事業では、南米等の新興市場における事業を成長させてまいります。ソーラー・エネルギー制御や軽量化といった分野での技術的な優位が、自動車用ガラス事業の将来において大きな役割を果たすと考えており、当社グループは、これらの分野におけるキープレーヤーとなることを目指します。また、補修用（AGR）分野では、内部的な成長のみならず、必要に応じて戦略的買収を通じた事業拡大を図ってまいります。

### ＜機能性ガラス事業＞

機能性ガラス事業では、とりわけエンジン・タイミングベルト用ゴムコード、オフィス機器向けレンズ・アレイ、液晶タッチ・パネル、及び電池用セパレータといった領域において、当社グループにとってのさまざまな事業発展のチャンスがあると認識しており、成長を継続してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第142期 (2007年度)	第143期 (2008年度)	第144期 (2009年度)	第145期 (2010年度)
売 上 高 (百万円)	865,587	739,365	588,394	577,212
営業利益又は営業損失(△) (百万円)	46,462	1,908	△17,183	14,352
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	30,437	△ 12,259	△28,552	7,730
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	50,416	△ 28,392	△41,313	1,661
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	75.44	△ 42.49	△65.61	0.13
純 資 産 (百万円)	371,998	257,223	239,931	226,874
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	536.37	369.15	297.73	239.40
総 資 産 (百万円)	1,319,290	1,025,221	933,721	868,588

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均株式数により除せられた普通株式に帰せられる当期純利益又は当期純損失に基づいて算出しています。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数によって除せられた普通株式に帰せられる期末純資産額に基づいて算出しています。なお、いずれにおきましても自己株式及び種類株式は控除して算出しています。

## (6) 重要な子会社の状況

区分	会社名	資本金	議決権の 所有割合	主な事業内容
日本	日本板硝子ビルディング プロダクツ株式会社	百万円 350	100 %	板ガラスの加工・販売
	株式会社サンクス コーポレーション	百万円 300	92.5	板ガラスの販売等
	日本板硝子ウイン テック株式会社	百万円 48	99.3 (0.2)	板ガラスの販売等
	ナノックス株式会社	百万円 490	100	液晶表示装置用基板ガ ラスの製造・販売
欧州	Pilkington United Kingdom Limited	千ポンド 179,978	100 (100)	板ガラスの製造・加 工・販売
	Pilkington Automotive Limited	千ポンド 206,595	100 (100)	自動車用ガラスの加 工・販売
	Pilkington Technology Management Limited	千ポンド 441,320	100 (100)	ガラス技術の研究・管 理
	Pilkington Deutschland AG	千ユーロ 69,290	96.3 (96.3)	板ガラスの製造・加 工・販売
	Pilkington Automotive Deutschland GmbH	千ユーロ 18,996	100 (100)	自動車用ガラスの加 工・販売
	Pilkington Austria GmbH	千ユーロ 8,721	100 (100)	板ガラスの加工・販売
	Pilkington Norge AS	千ノルウェー・クローネ 95,000	100 (100)	板ガラスの加工・販売
	Pilkington Floatglas AB	千スウェーデン・クローナ 222,000	100 (100)	板ガラスの製造・加 工・販売
	Pilkington Automotive Sweden AB	千スウェーデン・クローナ 2,000	100 (100)	自動車用ガラスの加 工・販売
	Pilkington Automotive Finland OY	千ユーロ 19,414	100 (100)	自動車用ガラスの加 工・販売
	Pilkington Lahden Lasitehdas OY	千ユーロ 20,426	100 (100)	板ガラスの製造・販売
	Pilkington Danmark A/S	千デンマーク・クローネ 30,000	100 (100)	板ガラスの加工・販売
	Pilkington International Glass Poland Sp. Z o.o.	千ズウォティ 506,500	100 (100)	板ガラスの加工・販売
	Pilkington Polska Sp. Z o.o.	千ズウォティ 147,340	100 (100)	板ガラスの製造・販売
Pilkington Italia SpA	千ユーロ 112,996	100 (100)	板ガラスの製造・販売 及び自動車用ガラスの 加工・販売	

(注) 議決権の所有割合の( )内は、子会社による間接所有割合で内数となっております。

区分	会社名	資本金	議決権の 所有割合	主な事業内容
欧州 (持株会社)	NSG UK Enterprises Limited	千ポンド 1,801,478	% 100 (100)	欧州関係会社の株式保有
	NSG Holding (Europe) Limited	千ポンド 1,431,010	100	欧州関係会社の株式保有
	Pilkington Group Limited	千ポンド 676,477	100 (100)	関係会社の株式保有
北米	Pilkington North America Inc.	米ドル 1	100 (100)	板ガラスの製造・販売及び自動車用ガラスの加工・販売
	L-N Safety Glass SA de CV	千メキシコ・ペソ 225,481	100 (100)	自動車用ガラスの加工・販売
その他の地域	Vidriera Argentina S.A.	千アルゼンチン・ペソ 178,000	51.0 (51.0)	板ガラスの製造・販売
	Vidrios Lirquen S.A.	千チリ・ペソ 25,239,572	51.6 (51.6)	板ガラスの製造・販売
	Pilkington Automotive Argentina S.A.	千アルゼンチン・ペソ 66,358	100 (100)	自動車用ガラスの加工・販売
	Pilkington Brasil Limitada	レアル 86,532	100 (100)	板ガラスの加工・販売及び自動車用ガラスの加工・販売
	Guilin Pilkington Safety Glass Co Limited	千人民元 100,000	100 (100)	自動車用ガラスの加工・販売
	Changchun Pilkington Safety Glass Co Limited	千人民元 129,216	72.5 (72.5)	自動車用ガラスの加工・販売
	Pilkington Solar (Taicang), Limited	千人民元 305,151	100 (100)	太陽電池用ガラスの製造・販売
	Suzhou NSG Electronics Co Limited	千人民元 312,225	100	液晶表示装置用基板ガラス及び光部品の加工・販売
	NSG Hong Kong Co Limited	千香港ドル 800	100 (100)	板ガラス及び液晶表示装置用基板ガラス等の販売
	Malaysian Sheet Glass Sdn. Bhd.	千リンギット 81,151	100	板ガラスの製造・販売及び自動車用ガラスの加工・販売
Vietnam Float Glass Co Limited	10億ドン 512	55.0	板ガラスの製造・販売	
Vietnam Glass Industries Limited	10億ドン 1,378	100 (100)	太陽電池用ガラスの製造・販売	

(注) 議決権の所有割合の( )内は、子会社による間接所有割合で内数となっております。

## (7) 当社グループの主要な事業内容

事業区分	事業内容
建築用ガラス事業	<p>建築用ガラス事業においては、21ヶ国に製造・加工拠点をもち、建物の新築、増改築向け及びソーラー・エネルギー事業向けのガラス製造・加工に係る事業活動を展開しています。ヨーロッパ、日本、南北アメリカ、東南アジア及び中国に強い事業基盤をもち、ヨーロッパと日本では川下加工事業も展開しています。NSGグループは世界中で49のフロートライン(持分法適用会社を含む。)を操業しており、そのうちのいくつかは、建築用ガラス事業専用のラインです。</p>
自動車用ガラス事業	<p>自動車用ガラス事業においては、16ヶ国の31拠点に主要な製造加工設備をもち、世界有数のサプライヤーとして、自動車その他の車両に用いられる新車組立用及び補修用の各種ガラス製品を供給しています。</p>
機能性ガラス事業	<p>機能性ガラス事業においては、光製品、ファインガラス製品、産業用ガラス製品、LCD製品、特殊ガラス繊維製品、環境保全機器等の製造、加工及び販売を行っています。</p>
その他	<p>その他については、上記各事業に含まれない小規模事業、本社部門共通費、エンジニアリングの収入などが含まれます。</p>

## (8) 当社グループの主要な営業所及び工場

当 社	本店所在地	東京都港区三田三丁目 5 番 27 号
	営 業 所	東京都港区、東京都中央区、大阪市中央区、愛知県豊田市、広島市南区
	工 場	千葉県市原市、神奈川県相模原市、三重県四日市市、三重県津市、岐阜県不破郡垂井町、京都市南区、京都府舞鶴市
重要な 子会社	日 本	ナノックス株式会社（福島県福島市） 株式会社サンクスコーポレーション（東京都世田谷区） 日本板硝子ビルディングプロダクツ株式会社（千葉県市原市） 日本板硝子ウインテック株式会社（大阪市住之江区）
	欧 州	Pilkington United Kingdom Limited（英国） Pilkington Automotive Limited（英国） Pilkington Technology Management Limited（英国） Pilkington Deutschland AG（ドイツ） Pilkington Automotive Deutschland GmbH（ドイツ） Pilkington Austria GmbH（オーストリア） Pilkington Norge AS（ノルウェー） Pilkington Floatglas AB（スウェーデン） Pilkington Automotive Sweden AB（スウェーデン） Pilkington Automotive Finland OY（フィンランド） Pilkington Lahden Lasitehdas OY（フィンランド） Pilkington Danmark A/S（デンマーク） Pilkington International Glass Poland Sp. Z o.o.（ポーランド） Pilkington Polska Sp. Z o.o.（ポーランド） Pilkington Italia SpA（イタリア） NSG UK Enterprises Limited（英国） NSG Holding (Europe) Limited（英国） Pilkington Group Limited（英国）
	北 米	Pilkington North America Inc.（米国） L-N Safety Glass SA de CV（メキシコ）
	そ の 他 域	Vidrieria Argentina S.A.（アルゼンチン） Vidrios Lirquen S.A.（チリ） Pilkington Automotive Argentina S.A.（アルゼンチン） Pilkington Brasil Limitada（ブラジル） Guilin Pilkington Safety Glass Co Limited（中国） Changchun Pilkington Safety Glass Co Limited（中国） Pilkington Solar (Taicang), Limited（中国） Suzhou NSG Electronics Co Limited（中国） NSG Hong Kong Co Limited（中国） Malaysian Sheet Glass Sdn. Bhd.（マレーシア） Vietnam Float Glass Co Limited（ベトナム） Vietnam Glass Industries Limited（ベトナム）



### (9) 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数
建築用ガラス事業	10,156名
自動車用ガラス事業	14,439名
機能性ガラス事業	3,951名
その他	794名
合計	29,340名 (前期末比1,002名増)

### (10) 当社グループの主要な借入先

借入先名	借入額
株式会社日本政策投資銀行	27,558百万円
国際協力銀行	9,019百万円
住友信託銀行株式会社	9,000百万円
欧州投資銀行	8,205百万円
株式会社商工組合中央金庫	4,328百万円
住友生命保険相互会社	3,000百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,000百万円

(注) 上記のほか、当社グループには、シンジケートローンによる総額186,994百万円の借入があります。そのうち、82,270百万円については、株式会社三井住友銀行による引受け分となります。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数

ア 発行可能株式総数 1,775,000,000株  
 イ 発行可能種類株式総数 普通株式 1,775,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

普通株式 903,550,999株  
 (うち、自己株式の数 1,404,087株)

### (3) 株主数

A種優先株式 0株  
 普通株式 64,386名  
 A種優先株式 0名

(注) A種優先株式の発行可能株式総数については、第145期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、定款からその規定が削除されます。

### (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	普通株式 82,199千株	9.11%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	普通株式 55,779千株	6.18%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	普通株式 36,433千株	4.04%
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	普通株式 15,772千株	1.75%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	普通株式 15,583千株	1.73%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	普通株式 15,015千株	1.66%
野村信託銀行株式会社(投信口)	普通株式 14,466千株	1.60%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	普通株式 13,648千株	1.51%
JPMBLSA OFFSHORE LENDING JASDEC ACCOUNT	普通株式 11,345千株	1.26%
BARCLAYS BANK PLC SUB-ACCOUNT BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED SBL/PB	普通株式 10,101千株	1.12%

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しています。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループの株主に対する利益還元については、まず安定的な事業における業績を基盤として安定的な配当を確保したいと考えています。当社グループは当事業年度の期末配当金について普通株式1株につき3円といたしました。この結果、年間配当金は中間配当金3円と合わせて、1株につき6円となります。

### 4. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況

区分	名称	発行価額	行使価額	行使期間	新株予約権の個数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役(社外取締役を除く。)	第1回新株予約権	無償	1株につき418円	自 2006年7月1日 至 2014年6月28日	103個	普通株式 103,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	3名
	第2回新株予約権	無償	1株につき466円	自 2007年7月1日 至 2015年6月28日	111個	普通株式 111,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	3名
	第3回新株予約権	無償	1株につき578円	自 2008年7月1日 至 2016年6月28日	72個	普通株式 72,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	3名
	2007年9月発行新株予約権(株式報酬型)	1株につき666.31円	1株につき1円	自 2007年9月29日 至 2037年9月28日	55個	普通株式 55,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	3名
	2008年9月発行新株予約権(株式報酬型)	1株につき497.51円	1株につき1円	自 2008年9月28日 至 2038年9月27日	111個	普通株式 111,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	3名
	2009年9月発行新株予約権(株式報酬型)	1株につき255.12円	1株につき1円	自 2009年10月1日 至 2039年9月30日	220個	普通株式 220,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	3名
	2010年9月発行新株予約権(株式報酬型)	1株につき139.42円	1株につき1円	自 2010年10月1日 至 2040年9月30日	188個	普通株式 188,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	3名
合計	—	—	—	—	860個	普通株式 860,000株	3名

## (2) 当事業年度中に執行役員に交付した新株予約権の状況

区分	名称	発行価額	行使価額	行使期間	新株予約権の個数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	被交付者数
当社執行役員	2010年9月発行新株予約権(株式報酬型)	1株につき139.42円	1株につき1円	自 2010年10月1日 至 2040年9月30日	206個	普通株式 206,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	9名

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

区分	2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(2004年5月13日発行)
発行決議の日	2004年4月26日
新株予約権の数	4,600個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 43,435,424株
新株予約権の発行価額	無償
行使価額	542円
新株予約権付社債の残高	230億円

## 5. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び執行役の氏名等

#### ア 取締役

氏名	地位又は担当	重要な兼職の状況
藤本勝司	取締役会議長兼取締役会長	指名委員長 監査委員長
阿部友昭	取締役副会長	監査委員長 指名委員 報酬委員
クレイグ・ネイラー	取締役	指名委員 報酬委員
マイク・パウエル	取締役	—
マーク・ライオンズ	取締役	—
マイク・ファーロン	取締役	—
吉川恵治	取締役	—
内ヶ崎 功 (注)1.	取締役	指名委員
ジョージ・オルコット (注)1.	取締役	報酬委員長 指名委員 監査委員
藤田純孝 (注)1. (注)2.	取締役	指名委員 監査委員 報酬委員
朝香聖一 (注)1.	取締役	指名委員 報酬委員
小宮 弘 (注)1.	取締役	指名委員 監査委員

(注) 1. 内ヶ崎 功、ジョージ・オルコット、藤田純孝、朝香聖一及び小宮 弘の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。なお、社外取締役全員を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に独立役員として届け出しています。

(注) 2. 監査委員の藤田純孝氏は、伊藤忠商事株式会社のチーフフィナンシャルオフィサーを7年間務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

## イ 執行役

氏 名	地位又は担当		重要な兼職の状況
クレイグ・ネイラー	代表執行役	社長 兼 C E O	—
マイク・パウエル	執行役	グループ・アドバイザー	—
マーク・ライオンズ	執行役	BP事業部門長	—
マイク・ファーロン	執行役	Auto事業部門長	—
吉川 恵 治	執行役	機能性ガラス事業部門長	—

## (2) 取締役及び執行役の報酬等について

### ア 取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針等

#### ① 報酬等の決定に係る組織及び責任

当社は、2008年6月の株主総会終結時をもって、報酬委員会を設置いたしました。同委員会は、3名の社外取締役、執行役を兼務しない1名の取締役、及び取締役代表執行役で構成されています。委員長は社外取締役であるジョージ・オルコット氏です。委員自身の報酬等に関する事項が議論される場合には当該委員の出席は許されないこととしています。委員会の運営については、人事部門が事務局として支援し、適宜外部専門家により提供される情報を使用いたします。当期においては、同委員会は5回開催されました。

同委員会は次の事項を決定するほか、当社グループの執行役員や上級幹部の報酬等の内容に関する決定の報告を受けます。

- i. 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の決定
- ii. 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定

## ② 執行役の報酬等の決定に関する方針

当社グループは、世界29ヶ国で事業運営をするグローバル企業です。執行役の報酬に関する方針の目的は、執行役の任用契約条件を市場競争に耐えうるようにし、またグローバルビジネスにおいて世界中から高い能力を持つ執行役を惹きつけ、確保し、かつ動機づけるように報酬内容を設計することにあります。

当該方針の狙いは、個々の基本報酬及びインセンティブ報酬がグループの業績や株主利益と整合性を保ち、個々人の業務における責任と成果を反映するようにすることにあります。執行役に対する個々の報酬内容は直接任用される国の市場環境によって異なりますが、年度賞与と長期インセンティブ報酬プランについては、グローバル方針に従い、当社グループレベルで企画、設計され、整合性が保たれるものとします。

基本報酬及び福利厚生の内容は市場競争に耐えうるレベルに設定され、年度業績連動報酬は主に財務指標の達成度合いで評価されます。

執行役の報酬内容は毎年見直されます。方針として、グローバル企業における概ね市場の中位数に報酬水準を調整するものとします。適切な市場相場の決定にあたっては、売上及び時価総額並びに複雑かつ広範に及ぶ国際化といった事情が考慮されます。報酬内容の見直しにあたっては、個々人の役割の範囲、責任及び業績、会社業績の目標及び計画に対する進捗度、並びに他の管理職の昇給予定が考慮されます。

各執行役は、年度業績連動報酬（賞与）制度に参加します。委員会は業績基準と適切な賞与支給条件を設定しています。当該報酬制度は、主に取締役会で承認された年度予算に対して挑戦しがいのある財務業績目標をベースとします。一定レベルの目標が達成されない場合は執行役への賞与は0となります。

各執行役は、長期インセンティブ報酬プランに参加することができます。当該プランは、3年間にわたるグループの長期的な財務目標の達成に報いることを目的とします。年1回の発行を可能とし、したがって、いずれの時点においても効力を有するプランが3本存在することがあり得ます。当該プランの業績目標基準は、主に財務目標で設定されます。支払いは金員をもってなされます。

③ 取締役（執行役を兼務する者を除く。）の報酬等の決定に関する方針

取締役の職務は、取締役会の一員として、NSGグループのビジネスを監督することです。取締役が当該職務を適切かつ効果的に遂行できるよう、また、当社が当該職務につき期待される能力、経験を持つ人材を確保できるよう、取締役の報酬等は、外部専門家による他社事例の調査等に基づき、適正な水準で定められます。具体的には、執行役を兼務しない取締役（社外取締役を除く。）は、基本報酬のほか、株式報酬型ストックオプションの引受資格を持ちますが、年度業績連動報酬制度や長期インセンティブ報酬プランへの参加資格を持ちません。社外取締役はその職務遂行に対する報酬を受領します。社外取締役は業績連動報酬や長期インセンティブ報酬の受給資格を持ちません。

イ 取締役及び執行役の報酬等の額

① 当社により負担される当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等の額

区分	員数（人）	報酬等の額（百万円）		
		基本報酬	賞与	その他
執行役を兼務しない取締役 （うち社外取締役）	9 (6)	224 (64)	- (-)	196 (2)
執行役	3	140	120	40

- (注) 1. 当社により負担される上記表の報酬等のほかに、当社の完全子会社であるピルキントングループリミテッド (PGL) により負担される当社執行役に対する報酬等がありますが、これらについては下記表②のとおりとなります。本表に示される執行役に対する報酬等は、クレイグ・ネイラー、マイク・パウエル、及び吉川恵治に係るものです。
2. 上記表中の額は取締役及び執行役の在任期間に関するものです。
3. 執行役を兼務しない取締役には、第144期定時株主総会終結時をもって退任した者と同株主総会で取締役任に任命された者を含みます。執行役を兼務しない取締役についての「その他」に含まれる報酬等の額は、社外取締役ではない執行役を兼務しない取締役1名に対して支払われた退職慰労金170百万円及び社外取締役1名に対して支払われた退職慰労金2百万円を含みます。
4. 上記表の賞与の額は3名の執行役に対する、2010年4月から2011年3月までの期間に係るもので、その支払いは、2011年4月から始まる事業年度中になされます。賞与の額は、2010年4月から2011年3月までの当事業年度に係る年度賞与に関するもので、2008年4月から2011年3月までの3事業年度に係る長期インセンティブプランによる支払いはありません。
5. 執行役を兼務しない取締役についての「その他」には、社外取締役ではない執行役を兼務しない取締役2名に対するストックオプション費用21百万円を含みます。当該ストックオプションは、日本における任用条件の下、2007年の役員退職慰労金制度の廃止に伴い退職給付制度の一環として導入された株式報酬型ストックオプションです。
6. 執行役についての「その他」には、1名の執行役に対するストックオプション費用5百万円を含みます。当該ストックオプションは、日本の任用条件の下、2007年の役員退職慰労金制度の廃止に伴い退職給付制度の一環として導入された株式報酬型ストックオプションです。
7. 「その他」には、年金拠出金、健康・医療保険、自動車、及び社宅に係る費用を含みます。
8. 英ポンド建て及び米ドル建ての支払いについては、それぞれ当事業年度の平均為替レートである1ポンド当たり133円、1ドル当たり86円で円換算しています。



## ② PGLにより負担される当社執行役の報酬等の額

区分	員数（人）	報酬等の額（百万円）		
		基本報酬	賞与	その他
執行役	3	135	107	34

- (注) 1. 上記表には執行役であるマーク・ライオンズ及びマイク・ファーロンに対する報酬等の額、並びにマイク・パウエルに対する報酬等の額のうち、表①の当社により負担される額に含まれない額を含みます。
2. 上記表の賞与の額は3名の執行役に対する、2010年4月から2011年3月までの期間に係るもので、その支払いは、2011年4月から始まる事業年度中になされます。賞与の額は、2010年4月から2011年3月までの当事業年度に係る年度賞与に関するもので、2008年4月から2011年3月までの3事業年度に係る長期インセンティブプランによる支払いはありません。
3. 「その他」には年金拠出金、健康・医療保険、及び自動車に係る費用を含みます。
4. ポンド建ての支払いについては、当事業年度の平均為替レートである1ポンド当たり133円で円換算しています。

## (3) 社外役員に関する事項

ア 重要な兼職先（他の法人等の業務執行取締役、執行役等、又は社外役員等の兼務）

氏名	重要な兼職先
ジョージ・オルコット	NKSJホールディングス株式会社社外取締役
藤田純孝	古河電気工業株式会社社外取締役 NKSJホールディングス株式会社社外取締役
朝香聖一	NKSJホールディングス株式会社社外取締役
小宮弘	ジェネラル・イメージング・ジャパン株式会社代表取締役社長

- (注) 当社とNKSJホールディングス株式会社、当社と古河電気工業株式会社、並びに当社とジェネラル・イメージング・ジャパン株式会社との間には、それぞれ特別な関係はございません。

## イ 当事業年度における社外取締役の主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
内ヶ崎 功	当事業年度中に開催された取締役会14回の全てに、指名委員会3回の全てに、また、2010年6月29日までの監査委員会委員及び報酬委員会委員在任期間中に開催された監査委員会5回の全てに、報酬委員会2回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
ジョージ・オルコット	当事業年度中に開催された取締役会14回のうち12回に、指名委員会3回の全てに、監査委員会13回のうち12回に、報酬委員会5回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として学識経験者及び経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
藤 田 純 孝	当事業年度中に開催された取締役会14回のうち13回に、指名委員会3回のうち2回に、監査委員会13回のうち12回に、報酬委員会5回のうち4回に、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
朝 香 聖 一	2010年6月29日の取締役就任以降に開催された当事業年度中の取締役会10回の全てに、指名委員会1回のうち1回に、報酬委員会3回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
小 宮 弘	2010年6月29日の取締役就任以降に開催された当事業年度中の取締役会10回のうち9回に、指名委員会1回のうち1回に、監査委員会8回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。

## ウ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間において、各社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結しています。

## 6. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	172百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	221百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」は、これらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な子会社は主にErnst&Youngの監査を受けています。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務に関する相談業務等についての対価を支払っています。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

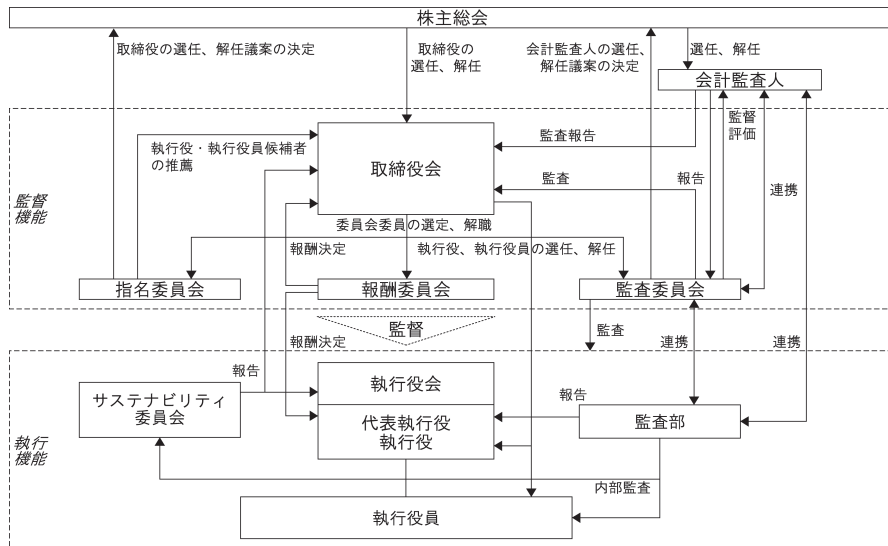
監査委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、原則として、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案することをその方針といたします。

## 7. コーポレートガバナンスの状況

### (1) 方針

当社は、委員会設置会社制度を採用しています。執行と監督の分離を促進し、社外取締役の役割を強化することにより、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスのレベルを向上させ、ひいては株主価値を向上させるべく、努めています。

## (2) マネジメント体制



- ア 取締役会は、法令及び定款に定める事項のほか、株主総会の決議によりその決定を委任された事項及び当社の業務執行に関する特に重要な事項を決定又は承認し、取締役及び執行役の職務を監督します。
- イ 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するとともに、執行役及び執行役員候補者に係る推薦又は助言をします。
- ウ 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行います。
- エ 報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定します。
- オ 執行役員は、取締役会において策定される方針及び目標の効果的な実現について責任を有します。
- カ サステナビリティ委員会は、当社グループの全てのサステナビリティ活動を統括するとともにその戦略を見直し、また、ステークホルダーとの効果的なコミュニケーションを確実なものとし、

(3) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

<p>ア 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項</p>	<p>監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、その必要とする員数のスタッフを配置する。</p>
<p>イ 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項</p>	<p>監査委員会室に所属するスタッフの人事に関する事項については、監査委員会に事前に報告し、同意を求めるものとする。</p>
<p>ウ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制</p>	<p>執行役及びその他役職員は監査委員会に対し以下の報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NSGグループ（以下、グループ）に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、その事実</li> <li>・役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨</li> <li>・監査委員会が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項</li> </ul>
<p>エ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査委員会は、執行役会その他重要会議へ監査委員を出席させることができる。</li> <li>・監査委員会は、必要に応じ、役職員から監査に必要な情報をヒアリングし、また各リスクを所管する部署よりグループのリスク状況について、定期的に報告を受ける。</li> <li>・監査委員会は、執行役会資料、稟議書等、重要書類を閲覧することができる。</li> <li>・監査委員会は、担当執行役より、四半期決算・期末決算について取締役会の承認等の前に説明を受ける。</li> <li>・監査委員会は内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持ち、必要な情報を収集する。</li> </ul>

<p>オ 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>「経営理念と行動指針」に基づき、グループでコンプライアンスの徹底及び企業倫理の維持を図り、さらに企業の社会的責任を積極的に果たしていく。</p> <p>グループは「経営理念と行動指針」の下で、法令・社内規則の遵守及び企業倫理を定めた「NSGグループ行動規範」を制定し、重要な社内規則（グループポリシー、規程、手順等）とともにグループの情報ネットワークを通じてグループの役職員へ継続的に周知し、教育活動を行う。</p> <p>各法令・社内規則の所管部門は、内部監査部門とともに遵守状況を確認し、監査委員会に報告する。</p> <p>また、コンプライアンス報告相談手続を設け、グループの役職員がコンプライアンスに関する報告・相談・通報を行うことができる体制を確保する。</p>
<p>カ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>	<p>執行役の職務執行に係る情報については、法令、社内規則に従い適切にその保存及び管理を行う。</p>
<p>キ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p>	<p>適正な財務報告の確保に取り組むほか、適時適正な情報開示を確保する。</p> <p>企業活動上発生するリスクに対処するため、グループのリスクを網羅的に把握し管理する。コンプライアンス、環境、安全、災害、品質、情報セキュリティ、資金運用、原材料調達、研究開発、与信管理等に係る個別のリスクは、それぞれの担当部署が必要と判断する規程を定め当該リスクを管理する。必要に応じて、リスク分散措置及び保険付保等を行う。</p> <p>重大事故に備えてルールを整備し、対応する。</p>
<p>ク 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>	<p>長期計画に基づき年度目標をグループ内で明確化し、一貫した方針管理を行う。</p> <p>取締役会による決議、並びに業務分掌及び権限に関する社内規則に従い、執行役及びその他役職員の担当業務、職務権限を明確化し、かつ、執行役会規程など各種会議体に係る規程及びその付議基準に従い、意思決定を行う。</p> <p>IT技術を活用して、業務の効率性向上のためのシステム構築を推進する。</p>

<p>ケ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>	<p>「経営理念と行動指針」、「NSGグループ行動規範」及び重要な社内規程をグループにおいて共有する。各事業部門及びセントラルファンクション各部門は、各部門内での規則と権限を明確にし、グループの内部統制システムが適正に運用されるよう指導する。</p> <p>グループの会社間での取引は、法令、会計原則その他社会規範に従い、適法かつ適正に行う。</p> <p>内部監査部門は、コンプライアンスを含むグループの内部統制の有効性を評価・検証するとともに、業務の改善・効率化に資する提言を行う。</p>
---	---

以上のご報告は、次により記載されています。

1. 第142期以前の当社グループの業績に係るものを除き、百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しています。第142期以前の当社グループの業績に係る百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しています。
2. 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しています。

以 上

# 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	274,866	流動負債	201,450
現金及び預金	60,906	支払手形及び買掛金	73,927
受取手形及び売掛金	95,640	短期借入金	14,925
商品及び製品	55,183	1年以内返済予定の長期借入金	13,932
仕掛品	14,019	1年以内償還予定の社債	25,000
原材料及び貯蔵品	31,574	リース債務	1,694
繰延税金資産	1,022	未払法人税等	2,172
その他	20,966	賞与引当金	5,146
貸倒引当金	△ 4,444	役員賞与引当金	17
固定資産	593,722	オランダ独禁法関連引当金	912
有形固定資産	271,287	製品保証引当金	5,097
建物及び構築物	59,643	事業構造改善引当金	2,232
機械装置及び運搬具	153,178	ドイツ少数株主対応引当金	339
工具器具備品	16,990	災害損失引当金	133
土地	36,922	繰延税金負債	1,035
リース資産	3,349	その他	54,889
建設仮勘定	1,205	固定負債	440,264
無形固定資産	202,973	社債	49,000
のれん	107,690	長期借入金	264,342
その他	95,283	リース債務	1,179
投資その他の資産	119,462	退職給付引当金	52,065
投資有価証券	62,712	修繕引当金	10,961
繰延税金資産	43,121	環境対策引当金	6,071
その他	15,109	資産除去債務	664
貸倒引当金	△ 1,480	繰延税金負債	40,998
		その他	14,984
		負債合計	641,714
		純資産の部	
		株主資本	307,605
		資本金	116,449
		資本剰余金	125,587
		利益剰余金	66,132
		自己株式	△ 563
		その他の包括利益累計額	△ 91,629
		その他有価証券評価差額金	660
		繰延ヘッジ損益	△ 894
		為替換算調整勘定	△ 91,395
		新株予約権	681
		少数株主持分	10,217
		純資産合計	226,874
資産合計	868,588	負債純資産合計	868,588



# 連結損益計算書

(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		577,212
売上原価		420,931
売上総利益		156,281
販売費及び一般管理費		141,929
営業利益		14,352
営業外収益		
受取利息	1,887	
受取配当金	672	
持分法による投資利益	8,107	
雑収入	656	11,322
営業外費用		
支払利息	13,292	
為替差損	1,972	
雑損失	2,680	17,944
経常利益		7,730
特別利益		
固定資産売却益	1,128	
減損損失戻入益	679	
関係会社株式売却益	733	
関係会社株式評価損戻入益	1,020	
その他特別利益	409	3,969
特別損失		
固定資産売却損	447	
減損損失	1,851	
事業構造改善費用	3,444	
災害による損失	1,043	
その他特別損失	1,554	8,339
税金等調整前当期純利益		3,360
法人税、住民税及び事業税	5,130	
法人税等調整額	△ 6,812	△ 1,682
少数株主損益調整前当期純利益		5,042
少数株主利益		3,381
当期純利益		1,661

## (ご参考) 連結包括利益計算書

(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
少数株主損益調整前当期純利益	5,042
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△ 176
繰延ヘッジ損益	4,132
為替換算調整勘定	△22,771
持分法適用会社に対する持分相当額	△ 1,433
その他の包括利益合計	△20,248
包 括 利 益	△15,206
(内 訳)	
親会社株主に係る包括利益	△17,729
少数株主に係る包括利益	2,523

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額 その他有価証券 評価差額金
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	
平成22年3月31日残高	96,147	135,290	71,696	△ 589	302,544	836
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	20,302	20,302			40,604	
新株予約権の行使による増減				44	44	
剰余金の配当			△ 7,029		△ 7,029	
当期純利益			1,661		1,661	
自己株式の取得				△ 30,643	△ 30,643	
自己株式の処分		12		2	14	
自己株式の消却		△ 30,623		30,623	—	
子会社の新規連結による 利益剰余金の増加			420		420	
利益剰余金から資本剰余金への振替		606	△ 606		—	
その他			△ 11		△ 11	
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—	△ 176
連結会計年度中の変動額合計	20,302	△ 9,703	△ 5,565	26	5,060	△ 176
平成23年3月31日残高	116,449	125,587	66,132	△ 563	307,605	660

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計			
平成22年3月31日残高				684	8,942	239,931
連結会計年度中の変動額	△ 5,026	△ 68,048	△ 72,238			
新株の発行			—			40,604
新株予約権の行使による増減			—			44
剰余金の配当			—			△ 7,029
当期純利益			—			1,661
自己株式の取得			—			△ 30,643
自己株式の処分			—			14
自己株式の消却			—			—
子会社の新規連結による 利益剰余金の増加			—			420
利益剰余金から資本剰余金への振替			—			—
その他			—			△ 11
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	4,132	△ 23,347	△ 19,391	△ 3	1,275	△ 18,119
連結会計年度中の変動額合計	4,132	△ 23,347	△ 19,391	△ 3	1,275	△ 13,059
平成23年3月31日残高	△ 894	△ 91,395	△ 91,629	681	10,217	226,874

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

日本板硝子株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤田 則 春 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 慎 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本板硝子株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本板硝子株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	109,071	流動負債	74,453
現金及び預金	10,640	買掛金	15,915
受取手形	2,745	1年以内返済予定の長期借入金	9,938
売掛金	22,055	1年以内償還予定の社債	25,000
商品及び製品	13,564	リース債務	1,052
仕掛品	2,356	未払金	11,145
原材料及び貯蔵品	6,509	未払法人税等	205
短期貸付金	42,922	未払費用	1,740
その他の金	10,502	預り金	7,207
貸倒引当金	△2,222	賞与引当金	1,090
固定資産	497,363	役員賞与引当金	17
有形固定資産	49,564	製品保証引当金	844
建築物	18,046	災害損失引当金	75
構築物	1,613	その他の	225
機械装置	15,011	固定負債	229,146
車輛運搬具	16	社債	49,000
工具器具備品	3,202	長期借入金	162,956
土地	10,060	リース債務	156
リース資産	631	退職給付引当金	3,012
建設仮勘定	985	修繕引当金	10,961
無形固定資産	5,133	環境対策引当金	224
ソフトウェア	3,875	資産除去債務	628
リース資産	680	繰延税金負債	1,708
その他の	578	その他の	501
投資その他の資産	442,666	負債合計	303,599
投資有価証券	3,490	純資産の部	
関係会社株式	345,777	株主資本	300,919
長期貸付金	91,471	資本金	116,449
長期前払費用	577	資本剰余金	124,772
その他の	1,417	資本準備金	124,772
貸倒引当金	△66	利益剰余金	60,261
		利益準備金	6,377
		その他利益剰余金	53,884
		固定資産圧縮積立金	2,795
		特別積立金	44,977
		繰越利益剰余金	6,112
		自己株式	△563
		評価・換算差額等	1,235
		その他有価証券評価差額金	326
		繰延ヘッジ損益	909
		新株予約権	681
資産合計	606,434	純資産合計	302,835
		負債純資産合計	606,434

# 損 益 計 算 書

(自 平成22年 4月 1日)  
(至 平成23年 3月 31日)

(単位：百万円)

売 上 高 売 上 原 価 売 上 総 利 益 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 利 益 営 業 外 収 益 受 取 利 息 及 び 配 当 金 雑 収 入 営 業 外 費 用 支 払 利 息 雑 損 失 経 常 利 益 特 別 利 益 固 定 資 産 売 却 益 そ の 他 特 別 利 益 特 別 損 失 固 定 資 産 売 却 損 減 損 損 失 災 害 に よ る 損 失 関 係 会 社 整 理 損 関 係 会 社 株 式 評 価 損 そ の 他 特 別 損 失 税 引 前 当 期 純 損 失 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益	114,278 83,773 30,505 27,182 3,323 5,079 485 4,652 1,360 618 131 81 677 800 1,593 553 917 542 747	83,773 30,505 27,182 3,323 5,564 6,012 2,875 749 4,621 997 1,289 292
--	---	---

# 株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					固定資産 圧縮積立金	特別積立金	繰越利益 剰 余 金	
平成22年3月31日残高	96,147	104,470	30,005	134,474	6,377	3,134	44,977	13,116
事業年度中の変動額								
新株の発行	20,302	20,302		20,302				
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 339		339
剰余金の配当								△ 7,029
当期純利益								292
新株予約権の行使による増減								
自己株式の取得								
自己株式の処分			12	12				
自己株式の消却			△ 30,623	△ 30,623				
利益剰余金から 資本剰余金への振替			606	606				△ 606
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	20,302	20,302	△ 30,005	△ 9,703	—	△ 339	—	△ 7,004
平成23年3月31日残高	116,449	124,772	—	124,772	6,377	2,795	44,977	6,112

	株 主 資 本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合 計	自己株式	株主資本計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
平成22年3月31日残高	67,604	△ 589	297,637	592	△ 651	△ 59	684	298,261
事業年度中の変動額								
新株の発行			40,604					40,604
固定資産圧縮積立金の取崩	—		—					—
剰余金の配当	△ 7,029		△ 7,029					△ 7,029
当期純利益	292		292					292
新株予約権の行使による増減		44	44					44
自己株式の取得		△ 30,643	△ 30,643					△ 30,643
自己株式の処分		2	14					14
自己株式の消却		30,623	—					—
利益剰余金から 資本剰余金への振替	△ 606		—					—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—	△ 266	1,560	1,294	△ 3	1,291
事業年度中の変動額合計	△ 7,343	26	3,282	△ 266	1,560	1,294	△ 3	4,573
平成23年3月31日残高	60,261	△ 563	300,919	326	909	1,235	681	302,835

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

日本板硝子株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤田 則 春 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 慎 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本板硝子株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第145期事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視及び検証しました。
- (2) 平成22年6月29日開催の監査委員会において決議された、監査方針、監査計画、職務の分担、及び、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に従い、下記の通り実施しました。
  - ①取締役会、執行役会等の重要な会議への出席
  - ②取締役執行役等からの職務の執行に関する事項の報告聴取
  - ③本社及び国内外の主要な事業所、子会社における業務及び財産の状況調査
  - ④重要な決裁書類等の閲覧
- (3) 内部監査部門からは、事前に監査計画の説明を受け、更に四半期ごとに監査結果の報告を受け、内部統制システムの整備状況等について意見交換及び協議しました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、更にその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (5) 財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査部門及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月20日

日本板硝子株式会社 監査委員会

監査委員(委員長) 阿部友昭

監査委員 藤本勝司

監査委員 ジョージ・オルコット

監査委員 藤田純孝

監査委員 小宮弘

(注) 監査委員ジョージ・オルコット氏、藤田純孝氏、小宮弘氏は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当期中に、発行済のA種優先株式の全てを取得、消却いたしましたので、これに伴い、定款上のA種優先株式に関する定めを削除するとともに、必要な文言の修正を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

(1) 次に掲げる現行定款を変更案のとおり変更します。

(下線は、変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条            〃            (条文省略)</p> <p>第5条</p> <p>第2章 株 式            (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、17億7千5百万株とする。  <u>当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</u></p> <p>普通株式 17億7千5百万株            A種優先株式 3百万株            (単元株式数)</p> <p>第7条 当社の普通株式の1単元の株式の数(以下「単元株式数」という。)は、1,000株とする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条            〃            (現行どおり)</p> <p>第5条</p> <p>第2章 株 式            (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、17億7千5百万株とする。            (削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数(以下「単元株式数」という。)は、1,000株とする。</p>

## (2) 次に掲げる現行定款の規定を全文削除します。

(下線は、削除部分を示しております。)

### 現 行 定 款

#### 第2章の2 A種優先株式

##### (A種優先配当金)

第10条の2 当会社は、剰余金の配当(第5項に定めるA種優先中間配当金を除く。)を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき次項に定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当(第3項に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、第5項に定めるA種優先中間配当金を含む。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われるまでの間に、当社がA種優先株式を取得した場合には、当該A種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。

2. A種優先配当金の額は、1株につき、925円(ただし、2010年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、842円とする。)とする。ただし、ある事業年度(以下「A種優先配当金の変更前事業年度」という。)とその直前の事業年度の2事業年度連続して、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当(以下次項に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、第5項に定めるA種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が各事業年度にかかるA種優先配当金の額に達しなかった場合には、A種優先配当金の変更前事業年度の翌事業年度(以下「A種優先配当金の変更事業年度」という。)以降、A種優先配当金の額は、1株につき、1,225円に変更されるものとする(以下「A種優先配当金の変更」という。)

3. ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当(以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除く。)の額の合計額が当該事業年度にかかるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金」という。)については、A種優先配当金、第5項に定めるA種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。

4. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。

5. 当会社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額(1円に満たない金額は切り上げる。)(以下「A種優先中間配当金」という。)を配当する。ただし、2009年9月30日を基準日とするA種優先中間配当金の額は、1株につき、381円とする。

##### (残余財産の分配)

第10条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、第10条の5第2項に定める基準価額を支払う。

2. 前項に規定する残余財産の分配の場合は、第10条の5第2項に定める基準価額の計算における「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えて、基準価額を計算する。

## 現 行 定 款

3. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、第1項に規定するほか残余財産の分配を行わない。

### (議決権)

第10条の4 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

### (金銭を対価とする取得請求権)

第10条の5 A種優先株主は、当会社に対し、2009年7月2日以降いつでも、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに金銭を交付することを請求することができる。当会社は、この請求がなされた場合には、次に定めるところにより、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生ずる日に、A種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする(以下当該取得を行う日を「取得日」という。)。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

2. 前項の請求がなされた場合におけるA種優先株式1株あたりの取得価額は、次の各号に従って計算される。なお、次の各号に基づいて算定されるA種優先株式1株あたりの取得価額を「基本価額」という。また、以下、「営業日」とは、銀行法(昭和56年法律第59号、その後の改正を含む。)に従い日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。

(1) A種優先配当金の変更が行われていない場合

#### [基本取得価額算式]

$$\text{基本取得価額} = 10,000 \text{円} \times (1 + 0.0925)^m \times (1 + 0.0925)^n$$

基本取得価額算式における「m」は、(a)払込期日からその1年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、払込期日から直前応当日までの経過年数(正の整数)とする。「直前応当日」とは、毎年払込期日に相当する日(以下「払込期日応当日」という。)のうち、取得日の直前の払込期日応当日をいう(取得日が払込期日応当日と同じ日である場合には、取得日を直前応当日とする。)

基本取得価額算式における「n」は、「残余日数」(以下に定義する。)を365で除した数とする(小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。。「残余日数」とは、上記(a)の場合には払込期日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの実日数とする。

上記算式にかかわらず、取得日(同日を含む。)までの間にA種優先配当金(累積未払A種優先配当金を含む。以下本項において同じ。)が支払われた場合(当該取得日までの間に支払済みのA種優先配当金を「支払済A種優先配当金」という。)には、A種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される価額を基本取得価額から控除して調整される。A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、支払済A種優先配当金のそれぞれにつき、控除価額を計算し、控除する。

現 行 定 款

[控除価額算式]

控除価額＝[支払済A種優先配当金]×(1+0.0925)<sup>x</sup>×(1+0.0925)<sup>y</sup>

控除価額算式における「x」は、(a)支払済A種優先配当金を支払った日（以下「優先配当支払日」という。）からその1年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、優先配当支払日から直前優先配当支払応当日までの経過年数（正の整数）とする。「直前優先配当支払応当日」とは、毎年の優先配当支払日に応当する日（以下「優先配当支払応当日」という。）のうち、取得日の直前の優先配当支払応当日をいう（取得日が優先配当支払応当日と同じ日である場合には、取得日を直前優先配当支払応当日とする。）。

控除価額算式における「y」は、「残余日数」（以下に定義する。）を365で除した数とする（小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。）。「残余日数」とは、上記(a)の場合には優先配当支払日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前優先配当支払応当日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とする。

(2) A種優先配当金の変更が行われた場合

[A種優先配当金の変更後基本取得価額算式]

A種優先配当金の変更後基本取得価額＝変更後計算基準日取得価額×(1+0.1225)<sup>p</sup>×(1+0.1225)<sup>q</sup>  
「変更後計算基準日取得価額」とは、A種優先配当金の変更前事業年度の末日（以下「計算基準日」という。）を取得日とした場合に、前号に従って算定されるA種優先株式1株あたりの取得価額をいう。

A種優先配当金の変更後基本取得価額算式における「p」は、(a)計算基準日からその1年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、計算基準日から直前応当日までの経過年数（正の整数）とする。「直前応当日」とは、毎年の計算基準日に応当する日（以下「計算基準日応当日」という。）のうち、取得日の直前の計算基準日応当日をいう（取得日が計算基準日応当日と同じ日である場合には、取得日を直前応当日とする。）。

A種優先配当金の変更後基本取得価額算式における「q」は、「残余日数」（以下に定義する。）を365で除した数とする（小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。）。「残余日数」とは、上記(a)の場合には計算基準日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とする。

上記算式にかかわらず、計算基準日の翌日から取得日（同日を含む。）までの間にA種優先配当金が支払われた場合（計算基準日の翌日から当該取得日までの間に支払済みのA種優先配当金を「変更後支払済A種優先配当金」という。）には、A種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される価額をA種優先配当金の変更後基本取得価額から控除して調整される。A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、変更後支払済A種優先配当金のそれぞれにつき、控除価額を計算し、控除する。

[A種優先配当金の変更後控除価額算式]

A種優先配当金の変更後控除価額＝[変更後支払済A種優先配当金]×(1+0.1225)<sup>r</sup>×(1+0.1225)<sup>s</sup>

A種優先配当金の変更後控除価額算式における「r」及び「s」は、前号の控除価額算式における「x」及び「y」に準じて算出される。この場合、前号の「支払済A種優先配当金」を「変更後支払済A種優先配当金」に読み替える。

## 現 行 定 款

### (金銭を対価とする取得条項)

第10条の6 当会社は、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。

2. 前項の取得を行う場合におけるA種優先株式1株あたりの取得価額は、(a)払込期日からその1年後の応当日の前日までの日が金銭対価取得条項取得日である場合には、第10条の5第2項に定める基準価額に1.02を乗じて算出される額とし、(b)その後の日が金銭対価取得条項取得日である場合には、第10条の5第2項に定める基準価額と同額とする。なお、上記の基準価額の算出においては、第10条の5第2項に定める基準価額の計算における「取得日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

### (普通株式を対価とする取得請求権)

第10条の7 A種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、第3項に定める条件で、当会社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

2. 前項の取得を請求することができる期間は、2009年7月2日以降とする。

3. A種優先株主は、次に定める条件により当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に取得させることができる（以下当該取得を行う日を「普通株式対価取得日」という。）。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

#### [算式]

取得と引換えに交付すべき普通株式数 =  $A \div B$

A = A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の第10条の5第2項に定める基準価額の総額

B = 交付価額

なお、上記の基準価額の算出においては、第10条の5第2項に定める基準価額の計算における「取得日」を「普通株式対価取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(1) 当初交付価額は、291.7円とする。

(2) 交付価額は、2010年1月15日以降の毎年1月15日及び7月15日（以下それぞれ「交付価額修正日」という。）に、交付価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下「修正後交付価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後交付価額が当初交付価額の65%（以下「下限交付価額」という。）を下回るときは、修正後交付価額は下限交付価額とする。なお、交付価額が、次号により調整された場合には、下限交付価額についても同様の調整を行うものとする。上記「時価」とは、当該交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(3)(a) 当会社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）をもって交付価額（前号に基づく修正後の交付価額を含む。）を調整する。

## 現 行 定 款

### [算式]

調整後交付価額＝ $A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$

A＝調整前交付価額

B＝既発行普通株式数

C＝交付普通株式数

D＝1株あたりの払込金額

E＝1株あたり時価

交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(v)で定める対価の額とする。

(b) 交付価額調整式によりA種優先株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）、調整後の交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合、調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価（以下に定義される。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

## 現 行 定 款

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合、調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(v) 上記(iii)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(c) (i) 交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な交付価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。

(ii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき。

(e) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により交付価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)

第10条の8 当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(種類株主総会)

第16条の2 第13条から第16条までの規定は、種類株主総会についてこれを準用する。



## 第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（12名）の任期が満了しますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 会社の株式の種類及び数
1	ふじもと かつし 藤本 勝司 (1943年7月28日生)	1968年4月 当社入社 1998年6月 当社取締役 2002年6月 当社常務取締役 2004年6月 当社代表取締役 社長執行役員 2007年10月 当社社長執行役員兼CEO 2008年6月 当社取締役会長 2009年10月 当社代表執行役社長兼CEO 2010年6月 当社取締役会議長兼取締役会長 現在に至る	普通株式 122,000株
2	あべ ともあき 阿部 友昭 (1941年3月25日生)	1963年4月 当社入社 1992年6月 当社取締役 1998年6月 当社常務取締役 2000年6月 当社専務取締役 2002年6月 当社代表取締役 副社長 2004年6月 当社代表取締役 取締役副会長 2007年6月 当社取締役副会長 現在に至る	普通株式 78,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 会社の株式の種類及び数
3	クレイグ・ネイラー (Craig Naylor) (1948年11月24日生)	1970年6月 米国デュポン (E. I. du Pont de Nemours and Company) 入社 1987年8月 同社デュポン・オートモーティブ アジア太平洋地区担当ディレクター (日本) 1991年3月 同社エンジニアリング・ポリマー担当製品ディレクター (米国) 1992年8月 同社ナイロン・レジン担当グローバルビジネスディレクター (スイス) 1996年12月 同社エンジニアリング・ポリマー担当上席副社長兼ゼネラルマネージャー (スイス) 2000年6月 同社エンジニアリング・ポリマー、フロプロダクツ、パッケージング・アンド・インダストリアルポリマー担当上席副社長兼ゼネラルマネージャー (スイス) 2002年6月 同社高機能材料事業部門担当上席副社長 (米国) 2004年1月 同社アジア太平洋地区担当上席副社長 (中国) 2004年6月 同社電子・情報技術部門担当上席副社長 (米国) 2005年2月 米デルファイ (Delphi Corporation) 社取締役 2010年6月 当社取締役代表執行役社長兼CEO 現在に至る	—
4	マーク・ライオンズ (Mark Lyons) (1962年10月31日生)	1990年4月 Pilkington plc (現Pilkington Group Limited) 入社 2003年1月 Pilkingtonグループビルディングプロダクツ ワールドワイド CFO 2005年3月 同社ビルディングプロダクツ ヨーロッパ プレジデント 2007年4月 当社BP事業本部地域運営統括部長 ビルディングプロダクツ ヨーロッパ マネージングディレクター 2007年6月 当社上席執行役員 BP事業本部地域運営統括部長 ビルディングプロダクツ ヨーロッパ マネージングディレクター 2007年10月 当社上席執行役員 BP事業本部 (現BP事業部門) 長 (現) 2008年6月 当社取締役執行役 現在に至る	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 会社の株式の種類及び数
5	マイク・ファーロン (Mike Fallon) (1958年2月27日生)	1979年8月 Pilkington plc (現Pilkington Group Limited) 入社 1990年1月 Triplex Safety Glass社プロダクション マネージャー 1991年12月 同社ワークス マネージャー 1994年1月 同社セールス アンド マーケティングディレクター 1996年3月 Pilkington Automotive社カスタマーディベロップメント ディレクター OE 1997年8月 PilkingtonグループAGRヨーロッパオペレーションズ ディレクター、Pilkington Finland社会長 2004年4月 PilkingtonグループAGRヨーロッパバイスプレジデント 2006年9月 同社AGRヨーロッパ、南米 バイスプレジデント 2007年9月 同社AGRグローバル バイスプレジデント 2008年6月 当社執行役員 2008年9月 当社Auto事業部門長 (現) 2009年6月 当社取締役執行役 現在に至る	—
6	よし かわ けい じ 吉川 恵 治 (1950年7月6日生)	1973年4月 当社入社 2003年4月 当社情報電子カンパニー 情報通信デバイス事業部長 2003年10月 当社情報電子カンパニー 情報通信デバイス事業部長兼相模原工場長 2004年6月 当社執行役員 情報電子カンパニー 情報通信デバイス事業部長兼相模原工場長 2006年6月 当社執行役員 情報電子カンパニー プレジデント兼情報通信デバイス事業部長兼企画室長 2006年9月 当社執行役員 情報電子カンパニー プレジデント兼企画室長 2007年4月 当社執行役員 IT事業本部長兼企画室長 2008年1月 当社執行役員 IT事業本部長 2008年6月 当社取締役執行役 機能性ガラス事業部門長 現在に至る	普通株式 54,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 会社の株式の種類及び数
7	クレメンス・ミラー (Clemens Miller) (1959年2月21日生)	1992年7月 Flachglas AG (現Pilkington Deutschland AG) 入社 1997年8月 Pilkingtonグループビルディングプロダ クツ ドイツ マネージングディレクター 1998年11月 同社ビルディングプロダクツ ヨーロ ッパ オペレーションズ&プランニン グサブライ ディレクター 2002年12月 同社ビルディングプロダクツ ヨーロ ッパ ビジネスプランニング部長 同社ビルディングプロダクツ ヨーロ ッパ ファイアプロテクション マネ ージングディレクター 2005年6月 同社ビルディングプロダクツ ファイ アプロテクション&コーティング マ ネージングディレクター 2007年4月 同社ソーラーエネルギービジネス マ ネージングディレクター 同社ビルディングプロダクツ ファイ アプロテクション&コーティング マ ネージングディレクター 2007年8月 同社ビルディングプロダクツ ヨーロ ッパ マネージングディレクター 同社ビルディングプロダクツ ファイ アプロテクション&コーティング マ ネージングディレクター 2008年6月 当社上席執行役員 (現) BP事業本部 (現BP事業部門) ヨーロッ パ事業部長 2010年4月 当社BP事業部門 営業統括担当副部門 長兼ソーラー・エネルギー・プロダク ツ担当副部門長 現在に至る	—
8	ジョージ・オルコット (George Olcott) (1955年5月7日生)	1986年7月 S.G. Warburg & Co., Ltd入社 1991年11月 同社ディレクター 1993年9月 S.G. Warburg Securities London エ クイティキャピタルマーケット グ ループ・エグゼクティブディレクター 1997年4月 SBC Warburg東京支店長 1998年4月 長銀UBSプリンソン・アセット・マネ ジメント副社長 1999年2月 UBSアセットマネジメント (日本) 社長 日本UBSプリンソングループ社長 2000年6月 UBS Warburg 東京マネージングディレク ター エクイティキャピタルマーケット ケンブリッジ大学ジャッジ経営大学院 (Judge Business School) 2005年3月 同大学院FME ティーチング・フェロー 2008年3月 同大学院シニア・フェロー (現) 2008年6月 当社取締役 (現) 2010年4月 NKSJホールディングス株式会社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) ・ケンブリッジ大学ジャッジ経営大学院シニア・フ ェロー ・NKSJホールディングス株式会社取締役	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 会社の株式の種類及び数
9	ふじ た すみ たか <b>藤田 純孝</b> (1942年12月24日生)	1965年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 1995年 6月 同社取締役 1997年 4月 同社常務取締役 1998年 4月 同社代表取締役常務取締役 1999年 4月 同社代表取締役専務取締役 チーフフ インанシヤルオフィサー 2001年 4月 同社代表取締役副社長 チーフフィナ ンシヤルオフィサー 2003年 4月 同社代表取締役副社長 チーフフィナ ンシヤルオフィサー・チーフコンプ ライアンスオフィサー 2006年 4月 同社代表取締役副会長 2006年 6月 同社取締役副会長 2007年 6月 株式会社オリエントコーポレーション 取締役 (2010年 6月退任) 2008年 6月 伊藤忠商事株式会社相談役 (現) 古河電気工業株式会社取締役 (現) 日本興亜損害保険株式会社監査役 2009年 6月 当社取締役 (現) 日本興亜損害保険株式会社監査役 2010年 4月 NKSJホールディングス株式会社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) ・古河電気工業株式会社取締役 ・NKSJホールディングス株式会社取締役	普通株式 10,000株
10	あさ か せい いち <b>朝香 聖一</b> (1942年12月24日生)	1965年 4月 日本精工株式会社入社 1994年 6月 同社取締役 1997年 6月 同社常務取締役 2000年 6月 同社代表取締役 執行役員専務 2002年 6月 同社代表取締役社長 2004年 6月 同社取締役 代表執行役社長 2009年 6月 同社取締役会長 (現) 2010年 4月 NKSJホールディングス株式会社取締 役 (現) 2010年 6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) ・日本精工株式会社取締役会長 ・NKSJホールディングス株式会社取締役	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 会社の株式の種類及び数
11	こみや ひろし 小宮 弘 (1942年4月7日生)	<p>1965年4月 ブリヂストンタイヤ株式会社(現株式会社ブリヂストン) 入社</p> <p>1989年4月 同社北米本部長</p> <p>1991年4月 Bridgestone Firestone Inc. ディレクター</p> <p>1994年8月 オリパス光学株式会社(現オリパス株式会社) 経営企画部長</p> <p>1997年6月 同社取締役</p> <p>1999年6月 同社常務取締役</p> <p>2004年6月 同社専務取締役</p> <p>2007年1月 General Imaging Company会長兼CEO</p> <p>2009年3月 同社会長 ジェネラル・イメージング・ジャパン株式会社代表取締役社長(現)</p> <p>2010年6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) ・ジェネラル・イメージング・ジャパン株式会社代表取締役社長</p>	—

(注) 1. ジョージ・オルコット、藤田純孝、朝香聖一、及び小宮弘の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、当該候補者全員を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に独立役員として届け出しています。

2. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

藤田純孝、朝香聖一、及び小宮弘の各氏は、いずれも経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

ジョージ・オルコット氏は、学識経験者及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中の当該株式会社における法令又は定款に違反する事実その他不当な業務執行が行われた事実

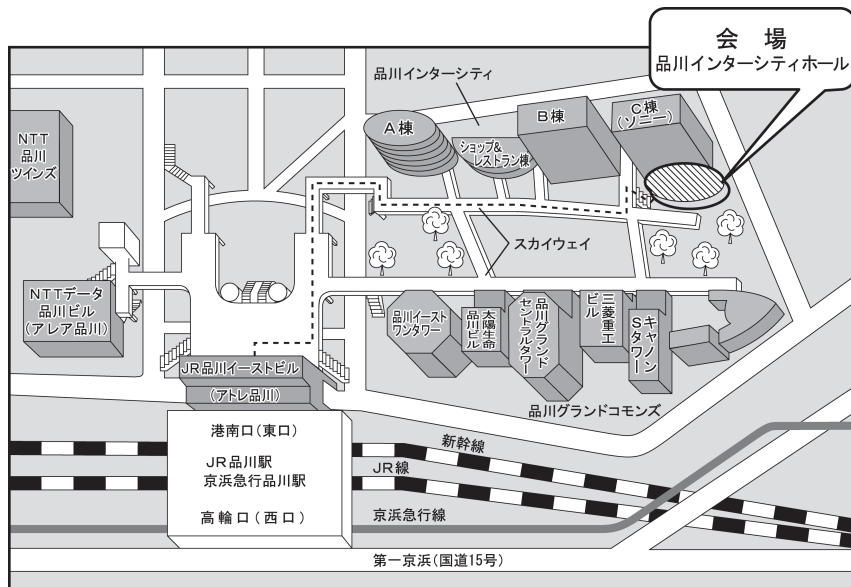
① 藤田純孝氏が伊藤忠商事株式会社の取締役として在任中に、同社元従業員が長期間にわたって外国産飲料用エタノールに係る取引について不適切な会計処理を行っていたことが判明しました。また、同社が外国に所在する事業者から仕入れた重機械及び資機材等を、モンゴル国所在の本商品の使用者に対して販売する三国間貿易取引について、販売取引として会計処理されていた中に、物流を伴わない、実質的な金融支援取引と考えられる取引が含まれていたことが判明しました。藤田純孝氏は当該両行為に関与しておらず、取締役在任期間を通じて、コンプライアンス・内部統制の強化に注力していました。

② また、同氏は、2008年6月に古河電気工業株式会社の社外取締役に就任しましたが、同社では、同年8月、同社大阪事業所の銅・銅合金の板・管製品の一部についてJIS規格と異なった試験で品質に関わる性能値を算出していることが判明し、JISマーク認証の取消の処分を受けました(2009年4月9日に認証を再取得。)。また、架橋高発泡ポリエチレンシートの販売に関し、2007年2月までの間に独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より、2009年3月30日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は社外取締役として日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い注意喚起していましたが、事実の判明後は、同社取締役会等においてコンプライアンス意識の徹底と適切な再発防止措置を講ずることを求めています。

- ③ また、同氏は、2008年6月に日本興亜損害保険株式会社の社外監査役に就任しましたが、同社の不十分・不適切な対応により保険金支払が遅延している事例が確認されたとして、金融庁より、2009年10月23日付けで、保険業法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、同社取締役会・監査役会における審議・報告に際して、他業態の有力企業の経営者としての経験・識見に基づき、多岐にわたる事項に関する有益な指摘・発言を行い、上記事実の実態解明・再発防止を始めとする同社の業務執行の適正化に大きく寄与しました。
- (3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
ジョージ・オルコット氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。  
藤田純孝氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。  
朝香聖一及び小宮弘の両氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
- (4) 社外取締役との責任限定契約について  
当社とジョージ・オルコット氏、当社と藤田純孝氏、当社と朝香聖一氏、並びに当社と小宮弘氏は、各氏がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結しています。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



## ●会場場所●

東京都港区港南二丁目15番4号  
品川インターシティホール

## ●交通のご案内●

J R 品川駅港南口（東口）から徒歩約8分